

裁判員経験者意見交換会議事録（3月7日）

午後2時00分開会

長崎地方裁判所

1 はじめに

○（司会者） それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。

私は、進行役を務めます長崎地裁所長の横田と申します。どうかよろしくお願ひします。

裁判員制度が始まって2年10カ月ぐらい経ったわけですが、長崎でも多くの裁判員裁判の審理、判決が行われて、多くの方々に裁判員として裁判に参加していただきました。

本日は、裁判員経験者の意見交換会ということで、3名の裁判員経験者の方に御参加いただきました。皆様方には、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして本当にありがとうございます。

裁判員の皆様方には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますけれども、裁判員裁判を経験した後しばらく経って、改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見や御感想を伺いたいと思います。そして伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かしていき、わかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介します。

まず、検察庁から貞弘検事、弁護士会から中西弁護士、裁判所から重富判事に出席していただいております。

3名の方々には、裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問をしていただくことがあるかもしれません。どうかよろしくお願ひします。

まず初めに、裁判員経験者の方から全般的な感想を伺って、その後、進行予定表に添って手続の段階を区切って意見交換を進めていきたいと思ひます。

それでは、裁判員経験者1番の方から、全般的な感想とか御意見をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○（裁判員経験者1） 裁判員裁判に関するその本質的な目的からは、ちょっと離れているかもしれないんですが、やはり実際に経験してみても思ひしたのは、いい勉強をしたなというのが正直なところでした。

その経験した後に、裁判員裁判の記事を読んで、それに対する関心が高まったということもありますし、逆に、こういう裁判員裁判を自分が担当したら大変だなと思ひもやっぱりありましたが、そういう意味でも、今までは全然気づかなかったことに少し気づくようになってきたとい

うのが、自分の中では一番大きいかなというふうにも思います。

○(裁判員経験者2) 私は、最初にやはりこの苦慮といいますか、そういうものがすごくどういうふうな感じなのかなというのもあったんですけど、気が重いなのというのがまず最初だったんですね。でも参加する中で進んでいくごとに、いろんな思いとか、いろんな方の考えていらっしゃることとかそういうことがわかって、ああこういう考え方もあるんだ、こうなんだという形で成長する部分も何か出てきたんですね。だからこの裁判員に参加できて本当によかったなと思います。

○(裁判員経験者3) 自分も選ばれたときに、裁判員裁判とはどんなものだろうと若干興味本位的な部分はございましたが、実際、私は通常の裁判をしたことはないんですが、今回裁判員裁判を通じまして、判事の方とか、弁護士の方とか、検察の方とか、比較的私たちにわかりやすいような表現をされて全体的に進行されていたので、そういった面ではわかりやすくよかったなと思っておりまして、またそういったことに参加することによって、今1番の方が言われたような形で、ほかの裁判、刑事裁判とか今の事件に対しては興味がわくようになって、今後これがどうなっていくのだろうという何でしょうかね、ちょっと視野が広がってよかったような気がします。

## 2 審理、評議などについての感想、意見

### (1) 審理について

○(司会者) どうもありがとうございました。

それでは、これから場面を分けてお聞きしたいと思いますけれども、まず初めに審理の関係でお聞きしたいと思います。公判での審理がどんなふうに行われたのかということで、初めに人定質問といって、本人を確認した後、起訴状を読む起訴状朗読が行われて、その後、検察官・弁護人がそれぞれ冒頭陳述といって、証拠によって証明しようとする事実が主張がされ、次に、証拠書類の取り調べ、証人尋問や被告人質問が行われ、最後に検察官の意見、弁護人の意見が行われたと思います。

そこでまず初めに、冒頭陳述の関係からお聞きしたいと思いますけれども、今は、検察官、弁護人の行った冒頭陳述というのは覚えていらっしゃいますか。

○(裁判員経験者1) 細かい部分は、もう随分と怪しくなっていますけれども、本当に画面を使って、そういった意味で本当に3番の方がおっしゃったように、わかりやすく御説明があったというふうには思います。

○(裁判員経験者2) そうですね。はっきりと覚えていません。

○(裁判員経験者3) 私は、12月ごろの事件だったものですから、ある程度は覚えています。

- （司会者） ちなみに、検察官、弁護人が行った冒頭陳述で、書面を渡されましたか。
- （裁判員経験者1） はい。ありました。
- （司会者） 2番の方は、どうですか。書面を受け取ったかどうか。受け取りましたか。
- （裁判員経験者2） はい。
- （司会者） 3番の方は。
- （裁判員経験者3） 受け取ったと思います。
- （司会者） 冒頭陳述は、理解できたかどうかということ、あるいはわかりにくいところがあったかをお聞きしたいんですが。
- （裁判員経験者1） 私は、わかりやすかったと思います。
- （裁判員経験者2） そうですね。わかりやすかったですね。
- （司会者） 意味がわからないこととか、そういうことは全然なかったですか。
- （裁判員経験者1） それは、記憶にないですね。
- （司会者） 2番の方も、そうですか。
- （裁判員経験者2） ええ。はい。
- （司会者） 3番の方は。
- （裁判員経験者3） そうですね。自分は、わからなかったという記憶がないので、わかったということだと思います。
- （司会者） 時間はどうですか。長かったとか短かったとかいうその辺は。
- （裁判員経験者3） 長かった短かったというのがちょっとぴんとこないんですが、その与えられた時間の中で、内容的に理解できる時間は十分あったので、そういう意味では、長かった短かったというより適当な時間であったというような気がします。
- （司会者） 書いたり言ったことが詳し過ぎたとか、簡単過ぎたとか、ちょうどよかったとか、いろいろあると思うんですが、3番の方は。
- （裁判員経験者3） 私も詳し過ぎる易し過ぎるというのは、その程度がよくわからないのですが、内容的に理解できたので、その内容は私たちの目線に立ったような資料をつくられていたのだろうと。
- （裁判員経験者2） そうですね。わかりやすくおっしゃっていただきましたので。はい。
- （裁判員経験者1） 時間も適切だったと思います。
- （司会者） その書面を渡されて、書面というのは、後々何か使われたりはしましたか。
- （裁判員経験者1） 話をするとき、後で評議室というんですかね、そのときにお話になったことを思い出しながら、そういう意味でやっぱり非常によかったです。
- （司会者） それは、検察官のほうも弁護人も両方とも。

- (裁判員経験者1) はい。
- (裁判員経験者2) そうですね。皆さんもそういう形で見ながら、協議したりとかそういう形でした。
- (裁判員経験者3) そうですね。同じです。
- (司会者) 冒頭陳述関係で、何か検察官、弁護人のほうから経験者の方にお聞きしたいことは、ありますか。検察官は、わかりやすいものをつくらうとどんな努力をされていますか。
- (貞弘検察官) それは、日々努力を重ねております。
- (司会者) 弁護士さんはどうですか。
- (中西弁護士) 私の場合は、その冒陳の段階では、ここをポイントにこれから聞いてくださいねというように、審理の中で、弁護側としてはこういうところがポイントだと思うので、こういうところを聞いていただけませんかというような形のものをつくらうとはしているんですが、いつも悩むのが、最初に検察官の冒頭陳述のほうを先にやられるんですよね。そこでの印象というのがやっぱりまずできると思うんですよ。それをどうやって払拭するかというか、多分すごい悪いやつなんだみたいなイメージが多分でき上がると思うので、それをちょっとそうじゃないんだよということを戻したいというのがあるんですよね。そこをちょっと苦労するから、どうやって戻せるのかなというところがあるんですけども。ちょっとお聞きしたいことがあって、最初の検察官の冒陳でやっぱり大分印象づけというのがされるものなのかなということと、その後、弁護側の冒陳を聞いて、少しああ弁護側はこんな感じなのかなというところで把握ができるのかなということをお聞きしたいと思います。
- (司会者) いかがですか。
- (裁判員経験者1) 私が担当したのは、そういった意味では、公訴そのものがかなりシンプルな事件だったと思いますので、余りそういったものというのはないんですけど、ただ言葉どおりに聞けないんだなということにはよくわかりました。ですから、そういった意味においても、最終的に検察側の最初にあったものに引きずられているということも全くないですし、逆にいうと、弁護側がされた質問をうーんと逆に思ったりした部分もありました。それはどちらに対してもありました。
- (裁判員経験者2) そうですね。今ちょっとこう思い出したんですけども、やはり検察の方とか、弁護士の方とか、おっしゃっていることは理解できるんですけども、1番の方がおっしゃるみたいに、検察側の方のおっしゃっていることが、ああそれってちょっときついかどうか、弁護士の方がおっしゃっていることが、そこはちょっと優し過ぎるんじゃないってやっぱり思うようなことは多々ありました。
- (裁判員経験者3) そうですね。検察官の方が言われる内容は、この人は極悪人みたいな内

容に見えるので、弁護士の方が言われることは、いやこの人はこういういいところもあるんだみたいな形で、弁護士は、例えば公判の中でも、家族の話が出るような雰囲気醸し出されるのですが、一方では検察の方は、家族をここまで悲しませてというような雰囲気を両極ぶつけてくるので、そういうところは、私たちとしてはどちらも聞きながら、最終的には公平に裁判官の方とかのお話を聞きながら決めていったんですが、確かにちょっと、素人なので、その弁護側の方、本当両極にあるのでなかなかちょっと戸惑う部分はございました。そこを最終的には皆さん方でいろいろとお話をして、裁判官の意見を聞きながら示させていただきたいというところなんです。

○(裁判員経験者1) そういう意味では何というのかな、検察に対しても弁護側に対しても結構批判的には見ていたかもしれません。そんな感じはします。検察側がずっと出されてきたことというのは、もう非常に常套的で定例的とかってものすごくしたもんですね。そして、実はその件に関しては、弁護側のほうからも、ひょっとしたら法廷の戦い方の問題だったのかもしれないんですけど、争うことがなくて、ただ情状だけという展開だったんです。でもこれって本当に言葉どおりすべて弁護側というか、被告も納得しているのかなと思いつつながら、実際にはずっと検討していけばいくほど、そういうふうな感じが強まって、本当にどちらにもその事件の中身そのものについては、これが事実だよというふうなものについて納得できるものではなかったという感じがします。それは、双方が反論がなかったわけですね。弁護側から。だから結果的にそれが一致しているのが事実とすれば、でも本当にそうかなというふうに思うところが多かったという感じですね。

○(中西弁護士) どういう場面ですかね。

○(司会者) 冒頭陳述で検察官が初めに主張しますよね。それで。

○(裁判員経験者1) 確かにそれだけを聞くと、もう随分だなんてやっぱり思いながらする内容だったんですが、それに対して実際に事実関係では争わないと、はっきり弁護側のほうはおっしゃっていて、かなり何というか情状的な言葉も随分入っているわけですけど、そのことについても否定的なものは全然なかったんですね、弁護側からは。実際それは情状程度の話だったので、ですからもう本当に量刑を決めることだけが、もうまさしく論点だったんだろうと思うんですけど、しかし、その量刑を考える前提のところはどうも一つじっくりいかないという感じというのが付きまとっていて、検察側が言うとおりに思えないという感じがすごくしたんですね。これは、多分私だけではなかったらと思うんですけども、やっぱりそういう感じがすごくあって、ひょっとしたら裁判でこんなものかなと思ったりもしましたけれども。

○(貞弘検察官) それはやったこと、被告人がやった犯罪行為に関してですか。

○(裁判員経験者1) 情状的に評価する言葉というのがありますよね。その目的についても。

例えば本当にお金欲しくて言うんだったら非常にわかりやすいけれども、政治的な犯罪だったらやっぱりなかなかそうではないので、そこを全部定例的とか常套的で全部見られていて、そしてそれに対する反論が一切ないというそういう流れだったんですね。

- (貞弘検察官) 強いてわいせつなことをしよるとか、悪いとかそんなことですか。
- (裁判員経験者1) まあそうなんですけれども、やろうとしたことが、その言葉どおりのことなのかなと思うようなところが一致しないというか、実際に行われた行動と、そこで検察の方が装飾された言葉とか、一致しなかったわけなんですね。
- (重富裁判官) 冒頭陳述というか、当事者の主張という面でもとらえていただいたほうがわかると思うんですけれども、冒頭陳述の中でも、量刑上重要な事実ということでもとめることもあるんですけれども、評価をした上で量刑の中で表現することもあると思うんですけど、そういった言葉の使い方として、本当にその事案に一番見合った表現なのかどうか。その表現からすると、かなり過激過ぎるような言葉使いじゃないかというところで、もっと事件の中身を踏まえたような適切な言葉使いをすればいいんじゃないかなというところが検察官に対する意見であって、弁護人のほうは、そういう過激な言葉に対する反論じゃなくて、そこまでひどい反論をしなくて、そこまでひどいものじゃないですよというところをもっと言ったらいいのに、そこをスルーしてしまって、一般情状的なところだけで弁論してしまったというようなところで、もっと事案の中身を踏まえた適切な表現を用いたほうがいいんじゃないかというところで御指摘をいただいているんじゃないかと思います。
- (裁判員経験者1) 全くおっしゃるとおりです。結局加害者のほうからしてみると、余りそんなことを言うと、反省していないんじゃないかと思われるんじゃないかとか、例えでそんな部分はどうだろうというふうには思うんですけれども、そんなにひどいのかこれってやはり思ってしまったことがあるので。
- (司会者) 冒頭陳述の関係で、ほかに何かお話ししたいこととか、経験者の方はありますか。
- (裁判員経験者3) 特にございませぬ。
- (司会者) また思い出したら後でも結構なんですけど、冒頭陳述を行いますと、その後は証拠調べといって、普通検察官のほうから書証という書類とかを取り調べたり、あるいは証人尋問とか被告人質問とかいろいろ行われるんですけれども。その証拠調べのほうに移ります。まず検察官から証拠が請求されて取り調べたと思うんですが、どんな証拠を取り調べたかというのは、今でも大体覚えていらっしゃいますか。
- (裁判員経験者1) はい。
- (司会者) 2番の方、どうですか。証拠で、どんな証拠を調べたのかっていうのは、大体。
- (裁判員経験者2) 証拠はいいですか、例えば写真とか。

- （司会者） 写真とかも証拠ですし、供述調書とって。
- （裁判員経験者2） そういう写真とか、そういうものがあつたんですね。
- （司会者） 取り調べで。
- （裁判員経験者2） はい。
- （司会者） あと、被害者とかそういう目撃者とか、事件に関係する人を取り調べて検察官とか警察官がつくった調書とかを取り調べて、多分検察官が朗読をすると思うんですが、そんなものとか、普通そういうふうな感じでしたか。
- （裁判員経験者2） はい。
- （司会者） 3番の方も大体証拠調べ。
- （裁判員経験者3） そうですね。覚えていますけれども。
- （司会者） そういう検察官から請求されて取り調べた証拠について、どうですか。わかりやすさというか、わかりやすかったか、それともこういう点は、よくわからなかったとかそういうところって何かありますか。
- （裁判員経験者1） そのときの行動と言葉、身振りが言葉でなくて、やっぱりこの辺がぱつとやっぱりわからずに、何か表現されているいろいろやったりされていますね。
- （司会者） それはわからないというのは、供述。
- （裁判員経験者1） どういうふうにしたかという、言葉で、した内容が書かれていると思うんですね。なかなかぴんとこずに。そういうその言葉をたどりながら、じゃあこうやったんやろうねみたいなことを話し合いましたね。
- （司会者） そういう動作を言葉で言っているからわからなかったと。
- （裁判員経験者1） それは、もうしょうがないんですけども。
- （司会者） もちろん写真とかそういうのも出てきましたか。そういうことは。
- （裁判員経験者1） それはなかったと思います。記憶にないですね。写真は。
- （司会者） それがちょっとわかりづらかった。
- （裁判員経験者1） わかりにくかったというよりも、その供述の中でその場でいろいろ身振り手振りを交えながらやったという感じです。そして理解をしたという感じですね。その辺については。
- （裁判員経験者2） 私が参加した事案は、ちょうど1年前のことなんですけれども、ちょうど写真とかそういうものだったので、そういう写真は今でもやっぱり鮮明に覚えているんですけど、何というんですかね、深い事件だったなと思います。そういうのがあつたように、もうほとんどが写真であつたような気がします。
- （司会者） 写真を見て何かよくわからなかったとか、そういうことは。

- (裁判員経験者2) いや、そういうことは。
- (司会者) 写真はもうよくわかって、あと供述調書という調書もあるんですが、それは読んで、どうですか。わかりやすかったかどうか。
- (裁判員経験者2) わかりやすかったです。またちょうどやはり何というんですかね、同じようなといいますか、母親であるという意味で、やはりそういう形で携わった事件だったので、よく理解できました。
- (司会者) では、検察官が請求して取り調べた証拠は、わかりやすかった。
- (裁判員経験者2) わかりやすかったです。
- (裁判員経験者3) 先ほどの1番の方が言われたように、例えばその状況というよりは、言葉で全部書いてあるものですから、恐らくテレビ等で見ると、マスコミさんが報道するときには、何か人間がこう動いた形でひょこひょここと行って、こうした形で行動を起こしてこうに至ったというふうな形を報道では多分とられると思うので、そういった行動みたいなやつで、まあちょっと無理かもしれないですが、CGみたいな形で何かあれば、言葉ではなくても、結果的にはその供述の中でもいろいろ説明していただいたんですが、こういう行動でこういう形に至ったというふうなものがわかれば、よりいいのではないかと思います。

あと、例えば私が担当した中で、何か外傷性歯牙脱臼ですか、そんな名前だったと思うんですけど、それって何てちょっと、説明を受けているので大体わかるんですが、もしそういう一般的ではない、ほとんど多分知らないと思うんですよね、なので、そのぐらいはその中にそういうところに括弧とかつけてあれば、もっとわかりやすいのではないかなと思います。
- (裁判員経験者1) それとちょっと思い出したんですけど、言葉がごめんなさい、正しくないかもしれませんが、訴因の変更とかいうのがあって、それを書いてあったんですが、何がどう違うのかわからずに、実際に裁判長の方からこの部分が違って言われて、言われて初めて、ああ確かに比べてみたらそこが違うというのがわかるようなことがあったりとか、もうさっと読んでも何が違うのか全然わからなくて、そんなことがありました。
- (司会者) 訴因の変更という言葉自体が、意味がまずわからない。
- (裁判員経験者1) 言葉を用いて何か事件にかかわったんだろうとは思いますが、それはどこが違うとか見てもわからなかったりして、そのこと自体がそんなに重要な影響を与えるんだなとか思いながら、何かよくわからなかったんですけど、そんなのがありました。
- (司会者) 証人尋問も行われたんですか。その事件は。
- (裁判員経験者1) はい。
- (司会者) 例えば今供述調書で読んで聞いたりすると、実際に証人で来て証人尋問を行うのと、わかりやすさがどうかということはいかがですか。



- （裁判員経験者 1） 内容によるんでしょうけれども、私の場合には、そのわかりやすさというよりも、ストレートに捻出させてくるものってやっぱりありますよね。だからその証人が出てくることによって、心に働きかけてくる部分というのはやっぱり大きいと思いますね。
- （司会者） それは、実際に法廷に来ていれば。
- （裁判員経験者 1） 説明でわかったですね。それは説明で読んでも別にどうってことはないんでしょうけれども、やっぱり生身の姿で生身の声で聞くと、やっぱり胸はつかれるので。
- （司会者） 2番の方は、担当された事件は、証人尋問はあったのですか
- （裁判員経験者 2） 証人尋問というのは。
- （司会者） 証人に対して直接検察官と弁護人が質問して、また裁判員のほうもいろいろと質問したりするという、そういう。
- （裁判員経験者 2） 被告人。
- （司会者） 被告人に聞くのもありますし、あと証人を呼んでいろんなことを聞くということもあります。
- （裁判員経験者 2） 私が参加した事件は、結局被告人がいて、その被告人の家族が結局証人となるんですが。
- （司会者） 情状証人ということで、そういう尋問はあったんですね。
- （裁判員経験者 2） 尋問としてございます。
- （司会者） その証人尋問自体は、わかりやすかったですか。情状証人、今言われた。
- （裁判員経験者 2） はい。わかりました。
- （裁判員経験者 3） 自分のときは、たしか被告の方の奥さんが見えられていたと思うんですが、何でしょうか、ちょっと涙ながらにこう話をされる姿を見ると、どことなくこう引っかかるものが生じてくるというところがあって、その後に影響したというわけではないんですが、どことなく素人的にいうと、そこ辺がちょっと非常に印象深かったと。これは良い悪いじゃなくてですね。あと、被害者の方の分は、たしか検察官の方が代読されたような形だったので、その内容については十分理解はできましたので、どちらの証拠についても理解はできました。
- （司会者） 供述調書も、あと弁論としても。
- （裁判員経験者 3） はい。そうですね。
- （司会者） 証拠の何か分量みたいなのはどうですか。多かったとか、少なかったとか、適当だったとか。検察官が請求しているような証拠を調べていると思うんですけども、特にこんな点が足りなかったとか、いやこれはちょっと多過ぎたとか、そんなことは特にはないですかね。ちょうどよかったということですか。
- （裁判員経験者 2） はい。そうですね。

- （裁判員経験者1） ちょっとここで余り表現できないんですけど、出されているものだけで、本当にこういうことがあったというふうに納得させるものかという意味では、やっぱり足りなかったですね。私は少なくともそうでした。ただ、それがなげりやまずいことなのかと言われると、そうでもなくて、何となくちょっと引っかけがずっと残っているというだけのことでありませんでした。
- （裁判員経験者3） 多くもなく少なくもなくというふうな形での証拠ではなかったかと思います。恐らく言葉が正しいか知りませんが、何か言葉の中で公判前に整理をされて、そこに論点を絞られているので、私たちとすれば何ですかね、膨大にあっても理解が恐らく時間的にも能力的にもないので、ある程度整理された上でそれを提示していただいたので、その点については多くもなく少なくもなくというふうな感想です。
- （司会者） それから被告人質問というのも行いましたかね、被告人にいろいろ聞いたりして。被告人質問と別に被告人の供述調書といって、検察官とかが取り調べた調書の朗読とかもありましたか。それははっきり覚えていないですか。
- （裁判員経験者1） 済みません。どれがどれかわかりません。
- （司会者） 被告人に直接話を聞いたりしたことはまずないですかね。
- （裁判員経験者1） それはございません。
- （司会者） 3番の方も、被告人は法廷にいると思うんですが、被告人に弁護人とか検察官とか裁判所のほうからいろいろ聞いたり。
- （裁判員経験者3） それは、ありません。
- （司会者） その他、別に被告人の供述調書の取り調べというのはありましたか。それははっきり。
- （裁判員経験者3） そうですね。調書の取り調べというのは。
- （司会者） 特になかったと。
- （裁判員経験者3） 済みません。先ほど記憶があると言ったんですけど、ちょっと訂正します。申しわけございません。
- （司会者） 被告人本人が話したのは、記憶にありますか。
- （裁判員経験者3） 覚えています。しっかりと覚えています。ただ、供述調書なるものが。
- （司会者） 取り調べたどうかは。
- （裁判員経験者3） あったかといえば、そうかもしれないですけど。
- （司会者） なかったかもしれない。
- （裁判員経験者3） 済みません。ちょっと。
- （司会者） やっぱり直接被告人から話を聞いたというのがおわかりですか。どうですか。い

ろいろわからないこととか、直接質問したりすることというのはありましたか。

○(裁判員経験者1) 結論から言うことができなかった。しなかった。ですから結局自分の中で疑問に思っていたこと、結局もう口にしないまま終わってしまった。たしかですね。

○(司会者) それは、何ですか。何か聞きにくいという感じはありましたか。

○(裁判員経験者1) 何だったんでしょうかね。

○(裁判員経験者2) 評議の中で裁判官の方に、実はこう思うんですけども、これをどう思われますかという質問を私たちのほうから投げかけると、その質問は法廷で直接被告人に聞いてくださいという形で参加していましたね。

○(司会者) 直接に聞いたり。

○(裁判員経験者2) 聞きました。はい。

○(裁判員経験者3) そうですね、記憶的には、被告人に聞いて、ほとんど弁護側のほうから被告人に聞かれたいろいろな状況、その聞かれた内容でほぼそういう意味だったんだというようなことがわかるので、私からは特に質問はしておりません。

○(司会者) 聞きたいことは、大体弁護人のほうとかが聞いていただいたと、そういうことですかね。

○(裁判員経験者3) そうですね。弁護人の質問に対して、ちゃんとしっかりと正確にずっと答えられていたので。

○(司会者) あと、証拠調べの関係で、何かこういうことを思うとか、何かお話をされたようなことはないですかね。よろしいですか。

検察官、弁護人の方で、何か質問をしたいことはありますか。

○(貞弘検察官) 質問というわけではないんですけど、まず2番の方には、もうやはりおっしゃっている写真に関しては、ちょっと私も思うところがあったんですけどね、あれはちょっとここで何か言いわけがましいんですけど、やっぱりあれは字面だけであの事件を見ると、何か物すごく軽く見えるんですよ。そう言ったら語弊がありますが、ただ裁判員の方々には、やはり現実を踏まえて御判断をいただきたいというのがあったので、若干たしか2番の方のあのときのお顔も私は本当拝見しておりましたが、いたずらにやっているわけではないというのは、本当御理解をいただきたいというのがやはりございまして。

○(裁判員経験者2) わかっております。

○(貞弘検察官) あと、司会の所長が、いろいろ供述調書とか被告人供述のことをおっしゃるのように、私もちょっと、私が立会った事件でお聞きしたいんですけど、結構一生懸命その2番の方は、同じ母親としてということで感情移入して御判断をいただいたと思うんですが、あの事件の要するに始まり、被害者が弱っていく、その母として見ていくけれども、どうすることもでき

ないで、自分の心の弱さもあってどんどん放っておく。どんどん娘が弱っていく。強烈な言葉では腐っていく。そのようなことをあの被告人に一から十まで法廷ですべてを語れというのは、どう思われますか。同じ母親として女性としてですね。あの場では、要するに供述調書というものを我々がかわりに言ったんです。あの事件の一から十をあの被告人にあの場で語れということがあるとすれば、それはどう思われますか。そこまでやる必要がありますか。

- (司会者) ちょっと具体的な事件になりますと、余り個別적으로話をいただくのはどうかというところもありますので。
- (貞弘検察官) 公開の法廷でやったことなのでね。
- (司会者) お話をされるのであれば。
- (裁判員経験者2) あの事件で、私、やっぱりおっしゃるように、一から十までというのはちょっと失礼ですが、あの方に対して必要なことかなとは思いますが。ただ、私が思ったのは、環境とかそういうのもあったのかなというのが思ったんですね。だれでも、もしああいう環境にあった場合は、そういうふうになるのかなというのが思ったことで、あの件に関してちょっとやはり理解に苦しんだ点があったので、やはり何と申しますか、あの方に対してそこまで一から十まで検察の方がおっしゃるようなことじゃなくて、写真で見せたほうがわかりやすいというのは、確かにあったと思います。
- (貞弘検察官) 済みません。どうも。ありがとうございます。
- (司会者) あと、例えば裁判所とか、検察官、弁護人の尋問で、これはちょっとこうだとか、改めたほうがいいんじゃないとか、そういう点では、何かありましたか。
- (裁判員経験者1) 私は、先ほど申し上げたようなことで、余り本当に常套句でなくて、それにぴったりはまる言葉をやっぱり見つけ出してほしいなとは思いました。
- (司会者) 質問をするときに。
- (裁判員経験者1) いや、いろんな文書を出されたり、そういったものを出されるときにはですね。
- (司会者) 3番の方は、特にそういう。
- (裁判員経験者3) そうですね。ちょっと検察側に申しわけないんですが、被告人の供述調書でしょうか、とか何かお話をされたときに、怒ったような感じで言われているような感じで、当然怒っているとは思いますが、それは怒っているというか、それはそういう仕事柄とは思いますが、場合によってこれがちょっとトーンの上がるようなところがございまして、そういうときに裁判員の私ら素人は、ちょっとびくっとしてしまうというような部分は、若干否めないかなと思いました。
- (司会者) 証拠調べの関係は、このくらいでよろしいですかね。

- （中西弁護士） 1個だけよろしいですかね。被告人質問と証人尋問のときに、質問者、我々弁護士とか検察官が質問をするときに立っている位置なんですけれども、弁護士会ではどこで立ったほうが今いろいろ、くだらないことかもしれませんが議論しているんですね。普通にこういう席で立って質問をする人と、証人のところまで行ってやる人と、いろんなパターンがあったかと思います。それで、こういうのがわかりやすかった、こっちのほうが、ちょっとわかりづらかったとか、別にそんなの関係ないとか、そういう御意見ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
- （裁判員経験者1） 何か、理屈で、こうだとかそれはないのですが、自分の定位置でお話になるよりは、やはり、被告人のそばでやったり、話されたほうが、距離の違いというものもありますので、臨場感もあるんじゃないでしょうかね。私はそう思いますけど。
- （裁判員経験者3） 弁護士が一つの質問の度に被告人の方の所に行かれて、お話しをされて、裁判員の方向に向かかれたりするので、そういう形で、被告人に質問して、私たちの方に、こう、近くに寄った形で、距離感を縮めて、ばって言われてるので、私たちとしても当事者意識も出てきて、しっかりとしなきゃみたいな感じにも思ってくるので、私たちは見られてしたほうが良いような感じはします。ちょっとうまく説明はできませんが。
- （司会者） それから、次に、論告・弁論に移りたいと思いますが、証拠調べが終わった後、それぞれ検察官、弁護人から理念が、論告・弁論述べられたと思いますけども、それぞれの内容について、どうですか。十分理解できてきたか、わかりにくいところはなかったか。
- （裁判員経験者1） 特に、難しいようなお話とかはなかったと思いますね。
- （裁判員経験者2） そうですね。特に、はい。わかりやすく話してくださいました。
- （裁判員経験者3） 特に難しいことはなかったです。
- （司会者） わかりやすかった。
- （裁判員経験者3） そうですね。
- （司会者） それでは、そのほかということで、何か審理全般について、検察官、弁護人に聞きたいこととか、あるいは要望したいことは今までにお話しになった以外で何かありますか。
- （司会者） 特にありませんか。それでは、検察官か、弁護人の活動の中で、何か印象に残ったような、今のお話になったこと以外で、何か印象に残った点がありますか。
- （中西弁護士） ちょっと戻るかもしれないんですけど、弁論とか、法廷とかも含めてなんですけれども、皆さんが経験された中でメモを読み上げる人とか、メモを見ながらやってる人とか、何も見たりしないでやる人とか、いろんな方があったんじゃないかと思いますが、これも弁護士会の中で、いろんな検討がなされていて、何も持たないで、完全にペーパーなしでやってしまうと、裁判員の方が不安を持たれると。本当に、この人、ちゃんと全部言ってんのかなとか。逆にそっ

ちのほうに意識が行っちゃってよくないとかですね。あるいは、この人ちゃんと覚えていてすごいとかって、そっちの方向に意識が行っちゃって、かえって、よくないとかですね。だから、いろんな話があって、持ってた、持ってたで、余り印象もよくないんじゃないかとか、あそこに何が書いてあるんだろうというところに意識がいてよくないとかですね。そのような話があって、結論が出てないようなところがあるんですけども、皆さん、経験された中でその辺、何か、御意見とか、御感想あれば、お聞かせ願えればと思いますけど。

○(裁判員経験者1) 先ほどの話にしてもそうなんですけど、演出的な話になるような気がするんですけど、1番多分いけないのは、持ってた読むというのが1番いけないんじゃないですかね。そんな感じはします。実際に検察官の方が、若い検察官の方ですね、もうメモも見ないで、たくさん話して、これはこれで、すげえなと思いながら、やっぱり見ました。実際にはですね。読まれたら、多分、大事な所で読むっていうのは、もちろんそれは、それはいいんですが、本当にただ棒読みされたらですね、とんでもないという話にもなるんでしょうけど、そうじゃなかったらですね、というところじゃないんでしょうかね。そんな感じはします。

○(裁判員経験者3) そうですね、今1番の方が言われたような、1番すごいと思ったのは、検察官の方が何もペーパーも読まずに言われてたので、ペーパーを持たずに読まれるということは、当然それを暗記してるのではなくて、かなり整理された上で、自分の頭の中で書いたやつをまたお話されてるだろうということで、そういった面では、私たち素人から見ると、ペーパーを持たないでしたほうがしっかりと調べてるんだなあ。しっかりと自分の中で理論を構築されて言われてるんだなというような気がします。

## (2) 評議・判決について

○(司会者) それでは、次に、評議、判決に移りまして、まず、評議の関係ですが、どうか、自分が思っていたことは十分話されましたか。評議の時間としては十分ありましたか。

○(裁判員経験者1) 評議の場ではですね、自分の思っていることは、もう、ほとんど話せたと思いますし、そしてまた、話しやすい雰囲気を裁判長がつくってくださったというふうには思います。裁判官の方がですね。

○(裁判員経験者2) そうですね、裁判官の方が一人一人の意見を聞いて、その意見に、いろんな、皆さん、どう思われますかという形でしてくださったので、充実した評議ができてました。

○(裁判員経験者3) そうですね、評議の中では、ホワイトボード等とかを含めながら、わかりやすく裁判官の方が私たち素人に説明していただいたので、これは本当にわかりやすかった。そして、また、素人の考えをですね、否定することなく聞いていただいて、それを皆で話し合っ  
て進めていったので、非常にわかりやすくて、よかったですと思っております。

○(司会者) それから、刑を決める。量刑と言うんですが。量刑を決める際には、こういうこ

とが役立つとか、何かありますか。

- (裁判員経験者1) やはり、我々には相場という感覚が全くないわけですので、ですから、非常にアンバランスなものを出すと非常にまずいというのは当然私たちの中でありましたから、そういった意味で、裁判官の方がいろんな事例を通して話をさせていただいたりしたのは、考える上で非常に参考になりました。
- (司会者) 裁判官のほうから量刑を押しつけられるとか、そういうことは……。
- (裁判員経験者1) そういうのは、全くないです。
- (裁判員経験者2) 例えば、禁錮何年とか、猶予は何年ついて、そういうものを話す中で、例えば、質問するわけですね。禁錮何年ということは、入ったらどういうことを、どういう作業をするんですかとか。そういうことをいろいろ聞きながら、でも、こういう形だったら、禁錮じゃなくて、こうしたほうがいいですよというような形で、いろいろ話でといますか、そういう形で、評議といますかね。
- (司会者) 禁錮というのは、懲役ですか。
- (裁判員経験者2) 懲役ですね。
- (司会者) 3番の方はどうですか。量刑の、気持ちとして。
- (裁判員経験者3) 量刑、先ほど1番の方が言われたように、全部、私たちとしたらですね、この罪が一体どのくらいになるのか、さっぱりわからないので、ほかの事例とかも聞きながら、大きいところから詰めをこうして、どんどん狭めていってですね、落としどころをしっかりとして、説明をさせていただいた上で、私の意見を聞かれた上で、あと、言葉の所もですね、何か「未決勾留」とか、そういうところもですね一言一句説明していただきながら、そうさせていただいたので、非常にわかりやすかったかもしれません。非常に皆さん方、バランスのとれた判決だったのではないかとってはおります。
- (裁判員経験者1) 量刑について、その事例もですね、私たちがあんまり細かい所まで聞こうとすると、逆に言うと、そこについてはですね、あんまり、もうその辺でという形でという形で、逆に切られてしまって、そして、あんまり気にしなくても、明らかにそれがはみ出すようなことであれば、私たちがちゃんとそれは指摘しますからということで、本当にこう自由な場ですね、議論させていただけました。量刑に関しては、裁判官の方、御2人ですね、裁判長は別にいらっしゃいましたけど、その方も御自分の意見は最後までおっしゃらなかったです。もう、みんなの意見が出そろった後におっしゃって、何か、ここに誘導するとかですね、そんなのもう全くなかったですね。
- (裁判員経験者3) そうですね、また誘導的なやつはありません。全くございません。
- (裁判員経験者2) そうですね。皆さんの意見を聞いてくださって。はい。

- （司会者） そうしますと、評議に関して、特に裁判所に、また要望するということは、何かありますか。
- （裁判員経験者3） 特には、はい。
- （裁判員経験者1） まさしく、そういった意味で、自分たち自身の中で決めていったという達成感みたいなものですね、変な言い方ですけど、あったのは確かですね。
- （司会者） 評議が終わって、判決、言い渡しなんですが、判決宣告のときには、どんなお気持ちで、立ち合われたのか。これはいかがですか。
- （裁判員経験者1） やはり、結局は量刑を決定するときに一番だったという気がするんですけども、やはり、被害者の気持ちも考えなきゃいけない。そして、加害者、それもやっぱり家族であるとかですね、そういったことまで含めて、いろいろ考えないと、どこにやっぱり重んばりながら量刑決めていったという、そういった意味で、やっぱり厳粛な気持ちってのがあってもいいかもしれません。
- （裁判員経験者2） そうですね、やはり、厳粛な気持ちというのはありますよね。決めるわけですからね。やっぱり、重かったなというのはありますね。
- （裁判員経験者3） そうですね、判決というのは、やっぱり、被害者の方がですね、非常に納得するような罪、納得といたら、ちょっと変なんですけど、被害者の方にも、当然理解していただくような罪、またその刑の重さに対して、被告人の方が更生する罪、そこら辺の時間でしようかね。そこら辺の話の中の評決の中でバランスがとれているのではないかなと、先ほど1番の方言われたように、達成感もございましたので、確かに、先ほど言ったような形で、厳粛な気持ちで、その罪を受けとって、しっかりと更生してくださいねって、加害者の方に思う気持ちはありました。
- （司会者） 法曹三者のほうから、何か、質問はありますか。よろしいですか。はい。
- じゃあ、ちょうど3時になりましたので、ここで20分ほど休憩して、3時20分から再開したいと思います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時20分再開

### 3 守秘義務、その他

- （司会者） 次は、守秘義務、その他ということなんですけども、事件が終わって、裁判員を経験されたということで、周りの方から、いろいろ話を聞きたいとか、いろいろ質問されたりすると思うんですが、やっぱり、そうですね。
- （裁判員経験者1） はい、そうですね。



- （司会者）  どんなことを聞かれたりしますか。
- （裁判員経験者1）  どんなようにして決まるの、裁判員が決まるのかという話がやっぱり一番多かったですね。そして人数がどれぐらいでという、そのあたりのことを聞かれるのが一番多いような気がします
- （裁判員経験者2）  そうですね、全くそういう形ですね。
- （司会者）  終わって、裁判員の経験で、まず周りからいろいろ質問されたり、どうだったとか、いろいろ質問をされたりはしますか。
- （裁判員経験者3）  そうですね、これは何分にもですね、したいとってできるものではないので、ある意味、貴重な経験をさせていただいたと思っています。、いいものに当たったというような形で、私も貴重な経験をさせてもらったってと、職場で言うので、いいな、みたいな。
- （司会者）  それで、そういういろいろ質問されたり、いろいろあると思うんですが、何か、評議の秘密に触れるんじゃないとか、守秘義務に反するんじゃないか、というような、迷ったりはしていますか。
- （裁判員経験者1）  実際にはないです。
- （司会者）  ない。
- （裁判員経験者1）  というのがですね、その中身に触れる話をそもそもしてないんです。実は、私、会社の中でこんなだよというのをやろうというふうに、実は思って、日程まで1回とったんですけども、中身の組み立てをしきれずに、結局、流しちゃったんですね。
- （裁判員経験者2）  とにかく、事件のことに關しては、もう話せないからということで、話さなかったですね。中身に關してというんですか、もう何も話さなかったですね。
- （司会者）  評議の秘密に、これは触れるんじゃないかと、じゃあ、迷ったこともないと。
- （裁判員経験者2）  そうですね。
- （司会者）  そういうことですかね。
- （裁判員経験者2）  はい。
- （裁判員経験者3）  そうですね、周りもですね、評決に触れる部分というのは、守秘義務があるというのが、今、いろいろ報道等で、十分わかっているの、あえて、そういうところを触れるようなことはだれもしないので、特にそういうことで悩むことはありません。
- （司会者）  その関係で守秘義務とか、特に評議の秘密を守ることについて、心理的な負担とか、そんなことは特にないんですかね。
- （裁判員経験者1）  そういった意味でも、そもそも話そうとしてないので、負担がないということになるんですけど、ただ、もし、フリーであれば、評決の割合がどうだったという話はしないんですけども、例えば、男性と女性の受けとめかたは、こんなに違いがあつてね、みたいな

話、一番したい部分なんですけど、その部分が、やっぱり、もう怖くてできないので、結局何もしないという話になってしまうということもあろうかと思えます。

- （裁判員経験者2） そうですね、別に、心理負担、私はもう、全く、それこそ話さないから、なかったですね。
- （裁判員経験者3） そうですね、評決に当たって、極めて、よく、わかりやすく説明をいただいた、そんな内容はですね、結構してるみたいなんで、結構バランスはとれてますよと、そんな形で、僕は思ってますよというような、そういったところ言いたいですが、そこを含めてですね、何もしていないので、別に悩んだりしたこと、心理負担は特にありません。
- （司会者） そうですか。何か、そういう守秘義務あるということについて、何か意見とか、疑問があれば、御意見をお聞かせいただきたいと思うんですが。
- （裁判員経験者1） 基本的に、必要なことだろうと思いますので。
- （裁判員経験者2） ございません。
- （裁判員経験者3） そうですね、知り得てないようで、普通考えたら、この内容は多分言ったらだめだというような内容なので、やっぱり、疑問はありません。これは当然のことだろうと受けとめ方をしております。

#### 4 その他

- （司会者） その他ということですが、裁判員になったということ、何か得られたものというのがありますか。それは何でしょうか。お聞きしたいんですが、1番の方。
- （裁判員経験者1） やっぱり、人のいろんな人生というものについて考えました。やっぱ今回私が担当した事件にしても、新聞記事で読んでもですね、恐らく何も気にとめない内容だったですね。ところが、実際にそういったものを体験すると、その手の記事が多いことというのに気づいたりですね。あるいは、その新聞記事の中に本当に書かれない家族を含めての、人生にまさしく大きな影響のある事件であったわけで、そういった人生にちょっと思いをやるというか、そういう部分が間違いなく、この経験を通じて得たものであるような気がします。
- （裁判員経験者2） やはり、こういう経験をしたことによって、本当は大切に生きなきゃいけないとか、やはり、人に対しての思いやりとか、そういうことを大切に生きなきゃいけないかなというのも実感しました。
- （裁判員経験者3） そうですね、私は判決というのがですね、密室の中でぱっと決められているような感じがしてたんですが、ふたをあけてみると、私は裁判員になって、そのあたりが、かなり、裁判所の方を褒めるわけではないんですが、結構バランスよくですね、判決も説明等がしっかりとなっていましたので、この司法制度というやつに、ちょっと好感が若干持てるようになったということと、あと、裁判員になったことで、同じような、いろいろな裁判事件等があれ

ば、そういった社会的関心、出来事にですね、よりこれまで以上に目が行くようになった。これ  
がいいことか、悪いことか、わかりませんが、そういった面では、いろいろな裁判員になれるよ  
うな事案等については、興味を持ってみるようになり、また勉強にはなりました。

○(司会者) 今、得られたものが何かという点についてうかがいましたが、反対に、裁判員に  
なったことで、精神的なストレスを抱えたとか、何か心に重荷を持ったとか、そんなことって  
いうのは、ありませんでしたか。

○(裁判員経験者1) マイナスの意味ではなかったと思います。もちろん、判決にも考える仕  
組みをつける、つけないとかですね。そういったことに関しても、本当にその人の人生に、ある  
いは家族の人生含めてかかるわけですから、そういった意味で、重たかったのは重たかったです。  
ただ、それが、そのストレスがマイナスのストレスかと言われると、そうではなくって、そうい  
う意味でマイナスの部分ではなかったですね。

○(裁判員経験者2) そうですね。マイナスの部分ではなかったです。

○(裁判員経験者3) 緊張感みたいなストレスは当然ありましたが、家に持って帰ってですね、  
重荷になるようなストレスはございませんでした。

#### 4 裁判員裁判に参加しての全般的な感想と、これから裁判員となられる方へのメッセージ

○(司会者) わかりました。それから最後になりますけども、裁判員裁判に参加して、初め、  
お聞きしましたので、一般的な感想と、これから裁判員になられる方に対するメッセージがあれ  
ばお願いしたいんですが。特に、不安に思ってる方もおられると思うんで、これから裁判員にな  
られる方に対するメッセージをよろしくお願いします。

○(裁判員経験者1) 実は当社の社員の中にも、2人候補に選ばれてた人間が別におりました  
よね。その2人には話したんですけども、もうぜひ、積極的に手を挙げるべきという話はしまし  
た。それだけ、いい経験が、本当に人のそういった出来事を通じていいのかどうかわかりません  
が、少なくとも、間違いなく、いい経験をさせてもらうことができるし、そして不安というのは  
ですね、やっぱり実際に自分が参加した中でも、参加しちゃえば払拭できるというふうには思  
いますので、いいと思いますね。本当にいろんなことに参加してるというような意識も得られます  
し、いいと思います。

○(裁判員経験者2) やはり、気が重いつていうのは、まず、先に来ると思うんですね。気が  
重いという、全くわからないから、そういうふうにするんであって、いざ、参加してみると、や  
っぱり、こういう滅多にできない経験ですから、することはとってもいいことだと思うし、それ  
に1人でその刑を決めるわけでもないし、1人で考え込まなきゃいけないことでもないの、や  
はり、参加はするべきだと思います。

○(裁判員経験者3) 量刑、担当する事件で、これは大きく違うのではないかとと思うのです

が、ただ、それと基本的には、裁判員になることによって、公平な物の見方はできるとでもいいましようか、また違う意味で物事を見られる機会を与えられたという形で、これは結構人生にとってプラスになるのではないかなと思って、後々ですね、物の見方というのがですね、プラスになるのではないかなと思ってるところです。また、これは適切かどうかわかりませんが、やっぱり被告人席に立たされている人を見ていると、自分はこういった所に立たないようにしようと、そういった、悪いことはできないなど、そういうことも、改めて思いましたので、そういった、今のは、ちょっと、あれでしょうけど、物の見方として、視野が広がるというのは間違いのないと思うので、できれば、先ほど申したように、だれでもなれるわけでないので、もし、選ばれたんであれば、断ることなく、そして損することはないと思います。と、個人的には思います。

○（司会者） どうもありがとうございました。

#### 報道機関との質疑応答

○（司会者） では、ここからは記者の方からの質問の時間にしますので、よろしくお願ひします。

○（NCC） では、今日、代表としてNCCが努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今日の話合いの中で出てきた内容が、ほとんど重複してしまうんですが、その点、御了承のほどお願ひいたします。

まず、7つの質問がありまして、1つ目が、裁判員に選ばれたときどう思われたのか、聞かせていただきたいと思います。

○（裁判員経験者1） どんなものかというのは興味を持っていたので、選ばれるのであれば見てみたいというふうには思いました。自分が最終的に選ばれるとは思っていませんでした。

○（裁判員経験者2） やはり先ほども言いましたが、最初は気がすごく重かったですね。それで、やはり進んでいく中で、いろんなお友達じゃないけど、参加した方たちとお話をしたりとか、そういう形で徐々に溶け込んでいって、いい経験をしました。よかったです。

○（裁判員経験者3） そうですね、報道とかで裁判員制度というのが始まったということでいろいろなことを聞いてはいたんですが、実は自分が選ばれるとははっきり思っていなかったもので、本当に務まるんだろうかというような気持ちは素直にありました。また、裁判員候補者になったときには、まだ事件そのものがなんだかよく分かっていなかったもので、何かよく分からないで、ここに来て、事件の概略をお聞きして、選ばれるときには、本当に務まるのかなと思ったのが素

直な意見です。

○(NCC) では、2つ目です。裁判の期間中なんですけれども、お仕事などに影響はなかったでしょうか。

○(裁判員経験者1) そもそも、3日だったということが1点と、それと、私自身が余り定例的な仕事をやってないので、負担はなかったですね。ですから、これがもっと長くなると話はちよっと変わってこようかと思えますけれども、この程度の話であれば、そんな問題なしにやれました。ただ、仕事によっては難しい人は当然出てくると思います。

○(裁判員経験者2) 自営業ですので、支障はございませんでした。やはり、1番の方がおっしゃるように、日数とかそういうものは関係すると思います。

○(司会者) 3番の方、お願いします。

○(裁判員経験者3) 私も、1番の方と同じで3日だったので、特に問題はなくて、私は職業が公務員なので、十分、周りの環境がよかったので、そういった面で支障というのはなくて、裁判員候補者になりましたという通知も、あれは1ヶ月以上前ぐらいでしょうかね。そういう通知が送られてきていたので、その頃、万が一選ばれたら裁判に行くよねというような形で事前に考えていましたし、選ばれるとは思っていませんでしたが、そういった面で十分先に周知もあったので、期間中の仕事に影響はありませんでした。

○(NCC) 三つ目です。先ほど話されていたことなんですけれども、精神的な負担、改めて聞かせていただけませんか。

○(裁判員経験者1) これも、やっぱり事件によるんだろうと思うんですけど、私の場合には、そういう意味では精神的な負担があるようなものではなかったもので、特に、問題にはなりませんでした。

○(裁判員経験者2) 精神的な負担といえますか、やはり何度も言いますが、写真とかそういうのを見ましたので、多少は私自身もあったと思いますが、でも、やはり進めていく中で自然とそういうものは話合いの中でほぐれていきました。

○(裁判員経験者3) 特に、私も精神的な負担というのは、この事件はありませんでした。

○(NCC) 4つ目です。先ほど、写真の話もありましたけれども、そういった証拠など見せられたときの苦痛みたいなものはありましたか。

○(裁判員経験者2) やはり写真を見せられて、苦痛がないというのはうそになると思うんですね。どなたも、やっぱり最初は苦痛があったと思います。でも、それは始める前に、やはりこういう写真もありますよということをお聞きしていましたが、やはりありました。

○(司会者) 1番と3番の方は。

○(裁判員経験者1) そういったこと自体がもうなかったのです。

○（裁判員経験者3）　そうですね。

○（NCC）　5つ目。すみません。先ほどから重複してばかりなんですけれど、守秘義務について、改めてつらくなったかどうか、教えていただきたいと思います。

○（裁判員経験者1）　すみません。これも素っ気のない答えになってしまって申し訳ないんですが、そういう局面にあたっていないので。

○（裁判員経験者3）　そうですね。先ほどと同じで、私も周りが守秘義務があるというのは十分知っているものですから、あえて誰も聞かないので、周りがですね。聞かれなかったら別に言う必要はないので、はい。

○（NCC）　はい。6番目ですね。制度について、改善してほしいところや経験されて気になったところをお願いします。

○（裁判員経験者1）　まず、そういった意味においては、呼び出し数の多さと、実際に決まる人数の少なさ等は、もう少し確率的にバランスがいいところをとれないものかなというふうには思います。余りにもちょっと余裕を見過ぎているような気がします。それは、本当に、半日とはいえ、ひよっとしたらもう1日になるかもしれないという状態、最初から半日だけだったらまだいいんですが、1日になるかもしれない、どうなるか分からないという形で会社に休暇なり何なり出さなきゃいけないわけで、非常に不確定なんですね。ですから、それはもう、少なくとも当選確率が高い方がそのときにはいいだろうという気がします。もちろん裁判の内容によって長期に及ぶとか、とても簡単には決まらないだろうというような場合はもちろん別なんですけど、そうでなければ、何かそのあたりをもう少し、人数の抽出の仕方の工夫があっていいかなと思って、どういうことがあるかと言われても困るんですけど、そんな感じもします。

○（裁判員経験者2）　別にありません。

○（裁判員経験者3）　そうですね。今回、特に改善してほしい点とか気になった点というのは、余りないのですが、先ほど言われたような、確かに選ばれたときに、あの多さの中から選ばれるというのは、1番の方が言われるように引っ掛かるものはあるんですが、制度そのもので、今回、裁判員を経験した中でここを改善してほしい点とか気になった点というのはちょっと思い浮かびません。申し訳ございませんが。

○（NCC）　はい。それでは、最後の質問なんですけど、経験された後、刑事事件に対して、先ほどの記事などを見られた後にもいろいろ目が行くようになったという話もありましたけれども、意識の持ちようの変化についてお聞かせください。

○（裁判員経験者1）　ちょっと誤解を招いたら困るんですけど、これも私が実際にかかわった事件でいうと、そんな犯人の人も私たちと特別違う人に思えなかったんですね。ネジが何か一本違えば、同じそこの場に私がいたかもしれないという感じが本当にするくらいで、そういう意

味においては、本当に自分の心の持ちようとかというのは、よほどきちんとコントロールしないと、やっぱりほんのちょっとしたことでこうなってしまうんだなというふうに、やっぱり思ったりしました。

そういう意味においては、やっぱり先ほど似たような記事がやたらめったら多くてお話ししたんですけど、その似ている中でも、多分いろんなその人の置かれている状況とか違いというのがあって、しかし、そんなものはベタの記事なんかでは全然読み取れないわけで、そういったものに気持ちが向くようになってきたというか、そういったところはあるかもしれません。だから、先ほどもちよっとおっしゃっていましたが、私も自分の行動なんかにしても、やっぱりほんと、きちんと気をつけないといけないと思うことはありました。

○（裁判員経験者2） 何か、もう全く一緒ですよ。やはり日々を大事に生きて行かなきゃいけないって、いつ私が反対の立場になるんだろうとか、被告人の方に行くんだろうかと、そういうことをやっぱり考えたりもします。やはり大切に生きていかなきゃいけないと、そういうことを思うようになりましたね。

○（裁判員経験者3） 経験した後にやっぱり思うのは、ここに書いてあるように、刑事事件に対してアンテナが向くようになり。特に、この頃、それだけでなくも向きます。例えば、西海市であった事件とかについても、恐らく裁判員裁判なんだろうと勝手に僕は思っているんです。実際は違うのかもしれませんが、そういった事件とか、いろいろな事件に対しても、非常に新聞記事等を見るようになりました。

判決についても、裁判員裁判で判決が出た、そういったところもちよっと興味が向くようになったし、余りそこまで見ていなかったところまで見るようになったことはあります。

あと、先ほど言ったように意識の持ちようですが、刑事事件に対してというか、自分もそういったことには決してならないように、逆の立場にはならないようにということは、先ほど申したように思うようになりました。

○（NCC） はい。代表質問としては以上になります。各社いかがでしょうか。

○（朝日新聞） 今日はありがとうございました。

守秘義務のお話なんですけれども、その際、話す機会がなかったとかそういったお話がありましたけれども、秘密にしろよと言われてたら、僕は話したくなるタイプなんですけれども、自分1人で抱え込んでいることに関してちよっと話したいなというふうな思いにならなかったのかという、例えば、もう少しこのあたりまでは話してもいいよというような範囲自体がちよっと分かりにくいというのもあると思うんですけど、そのあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

○（裁判員経験者1） 確かに、私が社内で、裁判員制度を実際に自分が経験してということは話をしようと思いつながら結局話さなかったというのは、確かにその辺が難しいからなんです。

それはもうおっしゃるとおりなんです。おっしゃるとおりなんです。じゃ、それがどういう形でただ自分の頭で理解できるかと言われても、これも何か難しいような気は確かにします。ひょっとしたら、そういうガイドラインとかも何か出ているのかもしれませんが、それは自分が勉強不足で、確かに、せっかく経験したことなので、少し話したいという本当にその気持ちはあるんですね。それは啓蒙の意味も含めて思うんですけど、なかなかそれをうまく話す組立てを作りきれない、非常に外形的なことばかり組み立てて話されても、聞いているほうが絶対おもしろくないので、そのあたりが難しいことは確かに思います。

○（朝日新聞） できれば、少しでも具体例を混ぜながら話した方が分かりやすいと思いますし、話もしやすいと思うんですね。

○（裁判員経験者1） じゃないと分からないですよ。

○（朝日新聞） そこは、でもやっぱり結局難しいという判断で、やめて、話さなかったと。

○（裁判員経験者1） そうですね。

○（裁判員経験者2） 私は、もう話しちゃいけないと言われていましたので、もう一切そういうことは話さなかったんですね。ただ、それに対して苦痛とかそういうものもなかったし、話したくもなかったんですね。正直申して。だから、話せるのは、やはり参加した裁判員の方々と話ぐできましたので、だからそれはそれでよかったんじゃないかなと思います。

○（裁判員経験者3） 僕も、基本的には話したいほうなんですけど、周りの方から特に聞かれてもいないので、さらに相手もあることなので、そういったルールになっていますので、それがルールという形で、負担ということではなくて、それはもう本人的には当然のこととして受け止めていますので、そして周りにも聞かれていないので、それについて、例えば、教えて、教えてとか言われて、それを拒否するのは多分、もしかしたら負担になるのかもしれませんが、そういうこともないので、負担になることはありませんでした。

○（朝日新聞） 関連してなんですけれども、今日は2番の方が、最初に同じ裁判をやった人と会えるかもしれないと思ったとおっしゃいましたよね。つまり、僕は、それは当時のお話をしたいのかなというふうになんとなく受け取ったんですが。

○（裁判員経験者2） いいえ、違います。

○（朝日新聞） そういうわけではないのですか。

○（裁判員経験者2） 違います。はい。

○（朝日新聞） つまり、例えば、同じ裁判員裁判を協力して経験した人と、共有をし合ったりとか、そういったことをお三人の中でされている方はいらっしゃいませんか。連絡を取り合っ、て、というようなのは。

○（裁判員経験者1） していません。



- （朝日新聞） したいと思うことというのではないのですか。
- （裁判員経験者2） いいえ、ないですね。
- （朝日新聞） また、久しぶりに会って話したいとか、そういうことは、特に。
- （裁判員経験者3） ないです。
- （朝日新聞） じゃ、2番の方は、最初にちょっと同じ裁判をやった人がいるかもしれないと思ったというのは・・・。
- （裁判員経験者2） ええ、来ているかもしれないなど。久しぶりなので、お顔を拝見したいなど。
- （朝日新聞） したいというのであって、特にその当時について、何か話したいことがあったという意味ではないということですね。
- （裁判員経験者2） 事件のことにに関してとか、そういうものはもう全く、はい。
- （朝日新聞） 分かりました。ありがとうございます。
- （N I B） 今日は貴重な話をありがとうございました。
- 守秘義務についての御負担はないというのは重々承知したんですが、裁判を通しての中で、いろんな場面場面があると思うんですが、自問自答をされた場面、例えば、量刑の部分だったりとか、先ほど合間でアドバイスをいただけるという話もあったとは思いますが、自分の中で出した答えだったりとか、自分の考えの中で、自問自答した場面というのがあれば教えてください。
- （裁判員経験者1） やはり、執行猶予が付く、付かないという点については、自問自答しました。それは、被害者自身がどう思うかという、その視点についても、参加メンバーの中からも強く出ておりましたし、そして、当然、加害者とその家族、そこも考えていったときに、本当に一方をたてれば一方がたたずという、どうしてもそういう関係にここはあるので、自分の中でも右に行ったりとか左に行ったりしながら決めてきたという感じですね。
- （裁判員経験者2） そうですね。やはり決めるに当たって、いろんな方のいろんな意見がありますから、私はこう思うけども違うのかなとか、そういうことはもう私だけじゃなく、ほかの方ももちろんあったんですね。でも、そういうのはすべて裁判官の方がまとめてくださいますので、皆さんが納得いくような形にしてくださったので、はい。
- （裁判員経験者3） 自分は、自問自答することはなく、その評決の場で、思ったことはその場で言える雰囲気であったので、特に、個人的には、この判決について、自問自答することはなかったです。
- （N I B） 悩みをその場で言えるからということ、悩みというか・・・。
- （裁判員経験者2） 思っていることをですね。
- （裁判員経験者3） そうですね。そこで、自問という、何か理由があった内容は、その場

で言える雰囲気だったので。その中で、皆さん方とお話して、判事の皆さん方とかとお話したうえで、そこで1つの目標と言ったらあれですけど、重圧に向かって皆さん方と一緒にやっていったので、その中で、いろんな議論の中でパッとほける雰囲気だったんですよ。

なので、自問自答までするような、殻に入るようなことはしなくてよかった、僕はしていないというような、僕に関してはですね。

○（裁判員経験者1） 殻に入るかどうかは別にして、自分の意見が、どれが自分の意見として本当に適切なのか、そういった意味においてやっぱり自問自答したというふうに申し上げました。

○（NIB） 本当に自分の中でということですか。

○（裁判員経験者1） そうです。そうです。そういった意味では、それで答えがパッと、直感的に決まったという部分はなかったですね。

○（NIB） 我々も、こうやって今日はいろいろなお話を聞かせていただいて、国民に広く裁判員制度を広げていくという立場で聞いているつもりなんですけど、非常にいい経験だったというお話がほとんどで、それにうそはないと思うんですけど、やっぱりたくさんの方に知っていただく中で苦悩する部分だったり、さっきから我々が話している負担という部分は、本当はないというのが一つの答えだとは思いますが、負担だったりとか苦悩だったり不安だったりというのひっくるめて、やっぱりこれからなる可能性がある方々に広めていかなければいけないという意味で、多分、さっきから重複した形でお話させてもらっているんですけど、そういう意味でいうと、何かさっき言われたアドバイスといったところで聞かせていただきましたけど、特に、マイナス面というのはないというお話だったんですけど、そういう葛藤、不安、自問自答といったところは・・・。

○（裁判員経験者1） 恐らく、これはやっぱり事件の内容に大きく左右されるんじゃないでしょうか。そもそも白か黒かを議論しているとか、どっちが正しいかもう本当に分からない論争をやっているとかということでもなかったですし、死刑かそうじゃないかという選択でもなかったですし、そもそも軽重があっちゃいけないかもしれませんが、やっぱりそのところが、それほど深い悩みになるような事件でもなかったの。それはおもしろくないかもしれないですけど、大きな事件だったらもうとんでもない話だと思いますよ。それは。

○（NHK） 今日はありがとうございます。

さっきの守秘義務の話にちょっと戻ってしまうんですけど、皆さんそれぞれすごく、いい体験をされたというふうに先ほどお聞きしたんですけども、今のそういうルールだと、どこまで話していいのかというのが難しかったりとか、周りの方が余り聞いちゃいけないだろうとって遠慮をしまったりとかで、なかなかそういう体験を共有するというのがすごくしづらい状況じゃ

ないかなと思ったんですが、この裁判員制度の良さというのは、やっぱり経験した人たちにしか分からないものなのか、それとももっとそれ以外の人たちにも共有していけるものなのか、何かその辺はどういうふうにお考えですか。

○（裁判員経験者1） 私は分からないですけど、これもやっぱり事件の内容にかかわるような気がしていて、もし社会の中でも裁判制度に対する評価であったり、そういったものを計るとすれば、例えば、やっぱりみんなが関心がある事件で、それが従来の裁判員制度と何か違って、違う答えが出て、そして、それが確かに我々の感覚に一致するというようなものであれば、きっとそういったことに多分つながっていくんだろうと思うんですけども、実際には、やっぱり私たちが担当したり、そもそも一般の人に言ったって、まず関心ないというような事件がたくさん裁判制度の中でやられているものがあると思うんですね。その中で、そういったものを求めようとしても、僕もそもそも違うような気がするんですよ。だから、そういった面においては、そういったものにやっぱり参加して、よかったねという、そういった声を上げていくことぐらいで、その中身について、ああだったこうだった論評するところにその価値があるというのは余り思わないです。

だから、事件の内容によって、そのところがもう少し踏み込めて話せたら、多分、なるほどって納得が高くなったりというようなことはあるだろうと思うんですけど、その辺やっぱり皆さんが求められている答えが、もう何かすごく分かるんですけど、でも、そういう事件を担当していないので、そういう答えは出てこないですよ。出せば、多分うそですね。そんな感じがします。

○（NHK） 参加してよかったという感想を言ったときに、何かこういうことがあったからという材料というか、先ほどの男と女でちょっと違った……。

○（裁判員経験者1） そこは話せるんですよ。それはちょうどどこでお話ししたような形で話せるんですけど、例えば、私がみんなにこうだったというような話をするだけのボリュームにはならない。ということであって、いわゆる感想レベルでは、それを伝えることはもう十分できるし。

○（NHK） 実際は、身近な家族とか、お友達とか、職場の方には、そういう話はされているんですか。

○（裁判員経験者1） しました。それはですね。

○（NHK） その反響というか、どういったリアクションを取られていましたか、周りの方は。

○（裁判員経験者1） 反響というふうにはならないですよ。だって、深く掘りさげて言えないからですね。へえ、そうなのという感じですよ。それは、そのレベルでやっぱり止まってしまうと思うんですがね。ただ、その経験をしている人が、例えば自分の周りにこういう3人

がこれよかったと思うよというような話を聞いていて、その人が次呼ばれたら、じゃ、手を挙げる方で、断る理由を一生懸命探さないという方に回るんじゃないですかね。それだけの意義はあると思いますけど。

○（裁判員経験者2） やはり、これは経験してみないと分からないことなので、経験者が語るじゃありませんけれども、やはりめったにないことだから参加の方がいいよと、有名にはなっていますよね。一般的には有名になっていますけれども、やはり参加してみないことには分からないことなんですね。でも、参加した私たちが、参加してよかったとやっぱり皆さんおっしゃるんじゃないかなとは思うんですけども、とてもいいことじゃないかなと思いますしね。

○（裁判員経験者3） 量刑とかで、また先ほど1番の方が言われたように大きく違うとは思いますが、この制度が始まってそんなに経っていないとは思うんですけども、その中でいいか悪いかという議論は、僕はちょっと分からないんですけども、少なくとも言えるのは、この裁判員制度のもとに裁判等に選ばれて、判決に至ったというのは、もしほかの方が選ばれたら、決して断らないで参加してください。まあ、感想的に言ってどうよかったかというと、その説明は余り僕も言葉でうまく伝えることができないんですが、人生的にとってもよかったし。なので、この制度そのものも、そう悪く言う人は、経験した人で、皆さん方、いろいろな方、記者さんなので聞かれているかもしれませんが、そう否定的なことを言われた方はいらっしやらないのではないかなと個人的には思います。

○（NHK） ありがとうございます。

○（読売新聞） 1番の方にお伺いしたいことがあります。先ほど、証拠調べのときの話で、弁護士の方、検察の方の被告に対する質問、その後に裁判員の方が質問をするというところで、自分も疑問はあったけれども、結局質問しないまま終わったという話があって、ちょっとそのあたりの理由について

・・・。

○（裁判員経験者1） うまく説明できないんですけど、多分、あの発言をした後、頭の中で考えていたんですけども、多分、適切な質問が思い浮かばなかったんだと思いますね。質問の仕方が。そこをやっぱり見つけきれなかったので、質問しきれなかったというのが真相じゃないですかね。自分ではよく分かんないですけど。

○（読売新聞） ちょっと言葉として整理のつかない段階で、例えば、裁判官の方にちょっとうまく言えないんですけど、こういうニュアンスのことで疑問があるんですがと相談しようというふうにはならなかった程度の疑問だったんですか。

○（裁判員経験者1） どうなんでしょうね。そもそも、価値として、自分の中でちょっと毅然としないものがあつただけけれども、それが、今我々が審議しなきゃいけないものの本質に

かかわることかと言われたら、もう争いも何もしていないところの部分の話なので、そもそもポイント外れになるかもという牽制はあったかもしれません。自分の中で、全然論点になっていないですよ。そもそも。

○（読売新聞） ただ、終わった後に、やっぱりそういう何か釈然としない思いが残ったというお話があったので・・・。

○（裁判員経験者1番） そうです。

○（読売新聞） そういう裁判員の方は、せっかくそういう機会ですから、全部疑問を解消してすっきり判決も出て終わった方がいいかなと個人的に思うんですが、そのあたりの感想として、そもそもこの質問、ある疑問があったとして、その疑問が公判の中で出すことが適切なのかどうかという判断基準を示してほしいというか、そういった思いというのはあるんでしょうか。

○（裁判員経験者1） でも、それってマニュアル的な発想じゃありませんか。それはマニュアルにならないと思いますよ。

○（KTN） ありがとうございます。

皆さん、裁判に参加された上で、1日当たりの日当というものが確かに出ることになっているかと思うんですが、3日なり、もしくはそれ以上、長期間拘束された分に見合う日当というのは支給されましたか。どうでしょうか。

○（裁判員経験者1） それは何を基準に言うかということだろうとは思いますが、確かに、自分の給与を考えると、全く合わないですよ。それで日当と言われてもねと思います。交通費にしても、何でこういう交通費なのか、全然わけ分からないですよ。ですから、それが金額が妥当だと思われませんかと言われたら、全然妥当だとは思いません。それは、対価として考えればですね。

○（裁判員経験者2） 私としては、いただいていいのかなというふうに思いました。

○（裁判員経験者3） 僕は、職場で証人の休暇みたいなやつがあるので、当然、休暇扱いになって、最初二重取りといった言葉は変なんですけど、そういったことにならないのかちょっと確認したら、それはならないと。何か、総務省の見解でそういう形になっていたの、いただいたんですが、その対価としては安いか高いかといったら、そう思わず、特にこうなんだろうと思っただけです。

○（KTN） もう一点。皆さん、長崎市だったり西彼杵郡にお住まいで、そこまで距離はないかと思われるんですけど、一緒に参加された中で、別の市だったり遠くから来られている人もいらっしゃると思うんですが、交通の便で来づらい、もしくは朝からの審理、早く出てこないといけないという方、そういったらちょっとマイナスの発言をされていた方はいらっしゃったりしますでしょうか。

- （裁判員経験者1） いらっしゃいましたね。
- （KTN） 差し障りのない範囲で結構なんですけど、例えば、どこからで、それがどういうふうに変だというのはお話されてはいたか。
- （裁判員経験者1） 五島からで、前泊、後泊が必要という話は聞きましたね。確かに、交通費なんかは、計算基礎をぜひ示してもらいたいという気がしますね。どうにも実費に届かない交通費なんです。
- （裁判員経験者2） 私のときは、お一人の方が県外の方からいらしている方がいたんですが、多分、実家の方だったと思うんですね。結婚して向こうに、今もいらっしゃるんですが、結婚して向こうに行かれた方なんで、別に実家にもいけたし、そうまで苦痛には思っていなかったと思いますね。
- （KTN） その方は、じゃ、実家から来られていたんですね。
- （裁判員経験者2） そうです。はい。
- （裁判員経験者3） 特に、そういった話は、私は聞いておりません。
- （KTN） ありがとうございます。
- （NBC） NBCですが。きょうはどうもありがとうございました。
- 判決が出てから、記者会見に出席を要請されたかと思うんですが、それに出席されたのかされなかったのか、また、その理由を教えてください。
- （裁判員経験者1） 出席はしました。理由を言われてもちょっと。まあ、出ていいかなというぐらいの感じだったと思います。
- （裁判員経験者2） はい。私も出席させていただいて、余り出席される方が少ないので、じゃ、出席しましょうかという形で、はい。
- （裁判員経験者3） 私も出席しました。理由は、特に断る理由もなかったというのが1点と、もう1点が、裁判員制度というのにかかわって、これは結構悪くないなと思ったものですから、聞かれたらそう答えようと思ってですね。それが宣伝になるかなと思ったものですから、参加させていただきました。
- （NBC） わかりました。ありがとうございました。
- （長崎新聞） 日数が3日だったので、そう負担には思わなかったというふうなお話だったんですけど、どれくらいの日数だったら、逆に負担になっていたんでしょうか、仕事上。
- （裁判員経験者1） やっぱり持っている仕事によって違うでしょうから。自分自身の場合でいうと、一週間超えたら多分お断りします。
- （裁判員経験者2） やはり3日というのがよかったみたいですね。あと何日くらいというのはちょっと分かりません。

○（裁判員経験者3） 何日だったらよかったというのはちょっと余りにも漠然としていますが、一週間ぐらいが限度というのが大体一般的じゃないかと個人的には思います。

○（記者） じゃ、ちょっと最後立て続けにお願いしたいんですけど、判決の後に、裁判長がよく説諭のようなことをされたことがありまして、その説諭の部分、被告人にこういうふうにして生きていってねというふうな部分、そこは評議の中で、皆さんの意見がおり込まれたような例はございましたでしょうか。ある方だけで結構です。

○（裁判員経験者2） やはり最後に、裁判官の方が長くお話なさったんですけど、やはり私たちの話していたこと、意見、そういうものをすべて取り入れてくださって、とても分かりやすく話されたんじゃないかと思えます。

○（記者） 言葉として、こういうところが入ったなというような、覚えていらっしゃる言葉ってありますか。

○（裁判員経験者2） やはり今後の生き方とか、そういうものに関して述べていらっしゃるし、周りの方の協力という、そういうものをおっしゃっていましたね。

○（記者） それと、あと2つだけ。検事さんと弁護士さんのさっきの立ち位置の話とかもそうですけど、ある意味でちょっとパフォーマンス的な部分というのに関してはどのように思われていましたか。そういうので、ちょっと悪く見えたとか、よりこの人がましなんじゃないかと見えたとか、そういったことの影響は大きかったですか。

○（裁判員経験者1） それには左右されなかったというふうに思います。むしろ、それよりも、掛けひきなしのところで最初から話ができないものかなとは思いました。

○（裁判員経験者3） やっぱその立ち位置で、当事者意識が高まるというふうな感じですね。今、1番の方が言われたように、それで罪がどうなるこうなるというのは全くないんですけど、自分に訴えられているという感じがして、弁護士さんあたりは、どうですかという形で、何か見られているような感じがして、話を聞かなきゃみたいなことを思いました。

○（記者） 分かりました。最後に、皆さん経験されてよかったという話を聞いていて思ったんですけど、皆さんが個人的な経験としてはとてもよかったというふうに言っているように聞こえて、そもそもこの制度自体、裁判自体、裁判員が参加してやる必要があったと思いませんか。裁判官がやっても、裁判官がしっかりやってくれているというふうな感想を持ったようなら、裁判官がやったらいいんじゃないかなというふうな反論もあり得ると思うんですけども、そこについてはどう思われましたか。

○（裁判員経験者1） 私が思ったのは、裁判というのが、そもそも掛けひきのところでお互いに話しをしていて、そして、どこかのところで裁判官が決着をつけるみたいな印象があるんですね。そもそも、そういうイメージを持っているんですね。そういったものが、私は変わっ

ていけばいいとやっぱり思います。本当に。もし、本音のところでの話で決まっていけばいいなというふうに思います。その時に、裁判員制度というのは、ひょっとしたら何らかの役にたつかもしれないなという気はします。それが、多分こういったものが、我々の身近なものになるというか、自分たちに直結したものになるということじゃないかなと思うんですね。

○（裁判員経験者2） いろいろな方のいろんな考え方というのがありますから、そういう方たちの意見とかそういうものを、裁判官の方がまとめてくださっているという意味では、やはり裁判員制度というのはあっていいんじゃないのかなと私は思います。

○（裁判員経験者3） 裁判というのは、何か昔言っていた、新聞とかを見ると、判決を見るとこの罪にこれだけとか、やはりちょっと疑念を思い浮かべたことも僕も含めてあると思うんですが、その中に入って行って、評議の場で、特に裁判所の判事の方から誘導されるわけでもなく、そういった自分たちで考えて、とりあえず罪を決めていくものですから、ある意味、私が担当したやつは、そんな死刑とかそんなやつではないんですが、仮に死刑だったとしても、恐らくは裁判員の方が市民の感覚である程度判断すると思うので、これは非常にバランスの取れた制度ではないかなと個人的には思います。

○（司会者） よろしいでしょうか。それでは、裁判員経験者の方々、本当に長時間、意見交換会及び質疑応答に御参加いただき、本当にありがとうございました。

皆様方からいただいた御意見は、裁判員裁判が、より充実した分かりやすい裁判の進め方に大変参考になると思われま。本当にありがとうございました。それでは終了させていただきます。